

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年6月16日(2011.6.16)

【公表番号】特表2011-513198(P2011-513198A)

【公表日】平成23年4月28日(2011.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-017

【出願番号】特願2010-530920(P2010-530920)

【国際特許分類】

C 07 C 4/06 (2006.01)

C 07 C 11/06 (2006.01)

C 10 G 2/00 (2006.01)

B 01 J 29/40 (2006.01)

C 07 B 61/00 (2006.01)

【F I】

C 07 C 4/06

C 07 C 11/06

C 10 G 2/00

B 01 J 29/40 M

C 07 B 61/00 3 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月21日(2010.5.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

鉄触媒存在下で200～400、5～25気圧、500～8,000GHSVの流速で合成ガスからフィッシャー・トロプシュ反応を行い炭化水素化合物を製造する第1段階と、

ゼオライト触媒存在下で300～700、0.1～5気圧で炭化水素化合物を分解してC₂～C₄の軽質オレフィンを製造する第2段階と、

を含む合成ガスから軽質オレフィンを製造する連続的な2段階方法。

【請求項2】

前記第1段階反応で製造された炭化水素化合物はオレフィン化合物を50～90モル%含有する、請求項1記載の製造方法。

【請求項3】

前記鉄触媒は鉄を60～95重量%含有する、請求項1記載の製造方法。

【請求項4】

前記鉄触媒は、鉄1モルに対して銅、マンガン、クロム、バナジウム及び亜鉛の中から選択される金属を0.01～0.1モル更に含有する、請求項1記載の製造方法。

【請求項5】

前記ゼオライト触媒は、Al₂O₃1モルに対してSiO₂を80～6,000モル含有するZSM-5ゼオライト触媒である、請求項1記載の製造方法。

【請求項6】

前記ゼオライト触媒は、リン(P)、ランタン(La)またはそれらの混合物を0.01～1.0重量%含有する、請求項1記載の製造方法。

【請求項 7】

前記第2段階反応において、炭化水素化合物1重量部に対して水0.01~1重量部が追加で添加される、請求項1記載の製造方法。

【請求項 8】

前記製造されたC₂-C₄の軽質オレフィンは、選択度が30~65炭素モル%であり、プロピレンは10~35炭素モル%である、請求項1記載の製造方法。